

※この法令は廃止されています。

平成二年総理府令第四十三号

都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の様式を定める省令

国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二条第二項の規定に基づき、地籍基本調査図及び地籍基本調査簿の様式を定める総理府令を次のように定める。

国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二条第二項の国土交通省令で定める地籍基本調査図及び地籍基本調査簿の様式のうち、都市部官民境界基本調査作業規程準則（平成二年総理府令第四十二号）第五十四条に規定する都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の様式は、別記様式第一及び別記様式第二に定めるところによるほか、地籍図の様式を定める省令（昭和六十一年総理府令第五十四号）に定める地籍図及び地籍簿の様式を定める省令（昭和五十三年総理府令第三号）に定める地籍簿の様式の例による。

附則

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年八月一四日総理府令第一〇三号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一四年二月二〇日国土交通省令第一五号）

1 この省令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

2 この省令施行前に作成した地籍基本調査図及び地籍基本調査簿については、この省令に基づいて作成したものとみなす。

附則（平成二三年一月一九日国土交通省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式第一 都市部官民境界基本調査図様式

別記様式第一 都市部官民境界基本調査図様式	別記様式第二 都市部官民境界基本調査簿様式
区分	区分
地籍基本調査図	地籍基本調査簿
表示方法	表示方法
0.2 厘	0.2 厘
0.2 厘	0.2 厘
0.2 厘	0.2 厘

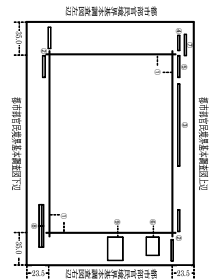
表示方法	表示方法	表示方法
0.2 厘	0.2 厘	0.2 厘
0.2 厘	0.2 厘	0.2 厘
0.2 厘	0.2 厘	0.2 厘

表示方法	表示方法	表示方法
0.2 厘	0.1500 M	0.1500 M
0.2 厘	0.1500 M	0.1500 M
0.2 厘	0.1500 M	0.1500 M

郡市町村民権者 基本三角点、標	アフリック文字 楕圓	0.2	郡区番号は横須賀0mmの厚さに記入す る。
市町村民権者 基本三角点及び標	アフリック字 字高 2.0～3.0	黒	
市町村民権者 本籍地点の番号	アフリック字 字高 2.0～3.0	0.2	
地区番号	アフリック字 字高 2.0～3.0	黒	

第2項 書類  
1 郡市町村民権者基本籍貫図に示す寸数標準項目は、次のとおりとする。

- 図例線  
図例線の数値  
郡市町村民権者基本籍貫図の名称  
郡区番号  
郡区系統の名称  
郡区見出し図（郡区系統の名称を各行。）  
郡区見出し欄（郡市町村民権者基本籍貫図の番号及び欄入を各行。）  
郡区見出し図（郡市町村民権者基本籍貫図の番号及び欄入を各行。）  
郡区見出し欄（郡市町村民権者基本籍貫図の番号及び欄入を各行。）  
2 標準項目を示す位置は、おおよそに横すべりにするものとする。  
(図例)



①図例線

- ②図例線の粗線線  
③郡市町村民権者基本籍貫図の名称  
④郡区番号  
⑤郡区系統の名称  
⑥郡区見出し図  
⑦左上標準欄「郡市町村民権者基本籍貫図の番号を各行。」  
⑧右下標準欄「郡市町村民権者基本籍貫図の欄入を各行。」  
⑨標準項目見出し図

別記様式第二 都市部官民境界基本調査簿様式

別記様式第二 都市部官民境界基本調査簿様式

(記載順序)

都	市	町	大字
区			

都市部官民境界基本調査簿

都庁内番 号

市区番号 番地区

番地

種別	種別	年月	日
種別	種別	年月	日
種別	種別	年月	日
種別	種別	年月	日

(この欄の数字は、市工務課から入手する。)

別記様式第二 都市部官民境界基本調査簿様式

都市部官民境界基本調査簿	番地区	
都市部官民境界基本調査簿		

都市部官民境界基本調査簿 番地区番号	都庁内番 号	X m	Y m	種別 都市部官民境界基本調査簿の番号

(この欄の数字は、市工務課から入手する。)